

## データ市場に係る競争政策に関する検討会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 令和2年12月21日（月）13：00～15：00
- 2 場 所 オンライン開催
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 事務局からの説明
  - (3) 松島座長からの説明
  - (4) 生貝委員からの説明
  - (5) 討議
  - (6) 閉会
- 5 議事概要
  - (1) 事務局から、「『データ市場に係る競争政策に関する検討会』における論点（案）」（資料1）及び「データの収集・利活用等に関する競争政策上の考え方について」（資料2）について説明が行われた。
  - (2) 次に、松島座長から、「個人情報情報の活用とプライバシー」（資料3）に基づき説明が行われ、続いて、生貝委員から、「欧州におけるデータ活用政策の状況」（資料4）に基づき説明が行われた上で、委員間で議論が行われたところ、各委員から出された意見等は、以下のとおり。
    - 検討会論点案には明記されていないが、消費者との取引における優越的地位の濫用も論点になるのではないかと。具体的に関係するのは、消費者のスイッチングの容易性との関連で、データポータビリティやインターオペラビリティの議論になると思う。
    - 優越的地位の濫用の問題が生じやすいような消費者の類型や行動といったことについて、議論することが必要なのではないかと。また、競争の観点から、消費者のデータプロテクションに関して、どうすれば十分に保全される状態になるのかということについても議論すべきである。
    - 経済学者としては、優越的地位の濫用の概念そのものについても疑問があるところ、本検討会において消費者との取引における優越的地位の濫用を議論の中心に据えることは適切ではないのではないかと。
    - 事業者が共同でデータを収集・利用する場合、独占禁止法に抵触しない

範囲でどのような活動ができるのかということに事業者は大変関心がある。また、デジタル・プラットフォームなどは個人データのデータベースを持っていて、それが競争力の最大の源泉になっているところ、そのような企業がデジタル広告のようなセルサイドとバイサイドを媒介するようなサービスをインテグレーターとして提供してしまうという行為そのものに根源的な問題があると考えている。

- 事業者が共同でデータを集積して利活用する取組におけるデータの取得や保有について、現状、参加する事業者間の取り決め内容が非常に曖昧になっており、その点が問題と考えている。
- 産業用データの利活用ビジネスには、AI 事業者等様々な階層があるところ、どの階層の事業者に権利が帰属するのか等、データの帰属に対する考え方を今のうちから明確化しておくことが業界を健全に発展させる上で重要と考える。その際、複数事業者のデータを集めてうまくやっている取組例では、そのようなデータの帰属についてどのような整理がなされているかみてみるのが重要ではないか。
- 欧州における e プライバシーや GDPR が意図したとおりに機能しているかどうかは実証の結果からは定かでないように思われる。また、本日紹介させていただいた文献や関連する論文でも、消費者が自己防衛できるということが消費者にとってマイナスの効果を与える可能性もあるという結果となっている。このように個人情報保護の効果については文脈に依存する部分があるので、理論と実証の両方から分析を進めることが必要である。
- 欧州におけるデジタル市場法の導入に当たっては、経済分析が行われており、詳細なレポートも公表されている。そこでは、経済上の総余剰の減少や死荷重損失の増加という懸念だけではなく、MFN の禁止といったかなり踏み込んだ点まで議論している。どのような場合に例外が認められるのか、副作用を低減するためにどのような工夫をしているのかということも含めて、議論の経緯を確認していく必要がある。
- データは、公共財のように複数人が分析をしてもその価値は下がらないノンライバルな性質を有しているという点が重要であり、効率性の観点からはできる限り流通をさせることが経済学上望ましいといえる。そこで、競争政策の観点からは、特定の事業者がデータを囲い込んで外に出さないというこ

とにならないようにすることが重要である。そのためには、データへのオープンアクセスを進め、特定の事業者が新規参入事業者を排除することがないようにすることが有効であるように思われる。

- データに係る競争政策上の意義に関しては、不当なデータの囲い込みを問題視しつつ、データ共有による参入促進効果に着目する必要がある。これらは、間接ネットワーク効果が強く働くプラットフォームにおいて特に重要である。参入のために一定水準のデータが必要な場合にデータが手に入らない、また、他から共有されないとデータの量や種類がなかなか揃わない、という事業者も少なくない。データが共有されてはじめて、こうした事業者の参入や事業拡大が可能になる。
- 独占禁止法の運用の議論にとどまらず、データをめぐる権利義務関係の内容にまで踏み込んで、独占禁止法以外の一種の事前規制といったアプローチで競争政策を推進する方法を議論することも有意義なのではないか。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

データ市場に係る競争政策に関する検討会 委員名簿

生貝 直人 東洋大学経済学部総合政策学科 准教授

板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士

クロサカ タツヤ 株式会社企 代表取締役

小林 慎太郎 株式会社野村総合研究所  
ICTメディア・サービス産業コンサルティング部  
パブリックポリシーグループマネージャー  
／上級コンサルタント

伊永 大輔 東京都立大学大学院法学政治学研究科 教授

座長 松島 法明 大阪大学社会経済研究所 教授  
(競争政策研究センター所長)

森川 博之 東京大学大学院工学系研究科 教授

渡辺 安虎 東京大学大学院経済学研究科 教授  
東京大学エコノミックコンサルティング株式会社  
取締役

[五十音順, 敬称略, 役職は令和2年11月13日現在]